平成２１年（フ）第１６２号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉266番地２、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字小倉266番地３
破産者　上野　高実
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
佐賀県佐賀市唐人１丁目５番34号
破産者　横田　靖也
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉2742番地１
破産者　朝鵜　一男
１　決定年月日　平成22年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１０号
札幌市清田区平岡２条１丁目４―15　グリーンヒルＡ―202号室　安田早苗方、住民票上の住所札幌市清田区里塚１条４丁目３番10号
破産者　西村　昭児
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２号
花巻市上似内第10地割209番地３
破産者　古山　久雄
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２０年（フ）第８１１号
仙台市太白区袋原１丁目22番６号
破産者　和泉　　進
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７７７号
仙台市泉区七北田字東裏13、住民票上の住所仙台市泉区市名坂字本屋敷57番地の１
破産者　中川サクエ
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４２号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―1410号
破産者　渋谷　政昭
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９４８号
宮城県黒川郡大衡村大衡字塩浪３番地22
破産者　安藤　忠治
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４９号
仙台市青葉区柏木２丁目３番17―107号
破産者　石塚　雄一
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目20番地の６　タウニイ鶴ケ谷102
破産者　美濃山美香
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２１号
仙台市宮城野区新田３丁目20番40号　ベルパークＫⅡ201
破産者　高橋　正信
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９８号
仙台市青葉区国見ヶ丘３丁目４番地の６、開始決定時の住所仙台市青葉区葉山町１番７―306号
破産者　北嶌　秀子
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅９Ａ２棟504
破産者　藤岡　直美
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０４号
仙台市青葉区中山８丁目14番２―403号
破産者　大町　則夫
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１号
栃木県大田原市下石上1820番地１
破産者　田中　久夫
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２号
栃木県大田原市下石上1820番地１
破産者　田中かづ子
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第２８３号
埼玉県春日部市小渕162番地１　春日部サンハイツ２―415、開始決定時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端１丁目５番14号
破産者　會田　寿男
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第２８４号
埼玉県越谷市大字上間久里390番地８、旧住所埼玉県越谷市花田２丁目22番地２
破産者　會田　正雄
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係